

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二の規定によって、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開催日時及び場所

| 開催期日                   | 時 間       | 場 所                                 |
|------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 平成二六年一月一九日から同<br>三〇日まで | 午前九時～午後五時 | 広島市中区基町一〇番五二号<br>広島県庁本館五階<br>五〇七会議室 |

二 講習科目及び時間

| 科 目            | 時 間 | 数 |
|----------------|-----|---|
| 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 六   |   |
| 家畜の品種及び特徴      | 四   |   |
| 家畜の取引に関する法令    | 四   |   |

三 受講手続

1 受講申込書の提出期限

平成二六年一月十日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分まで）

郵送の場合は、平成二六年一月十日までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受講申込書の提出先

広島県農林水産局畜産課（〒七三〇 八五二一 広島市中区基町一〇番五二号）

郵送する場合は、封筒の表に「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書すること。

3 提出書類

受講申込書（別記様式）

写真は、受講申込書提出前六か月以内に正面から撮影した無帽・上半身像のものとする。

四 受講手数料

三千三百円

この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受講手数料は、返還しない。

1 申請窓口での納付

手数料三千三百円分の現金を受講申込書にそえて、申請窓口で納付する。

2 納付書による納付

所定の手続により広島県が発行する納付書で事前納付することができる。

この場合、払込証明書を受講申込書の所定欄に貼って提出すること。

3 広島県収入証紙による納付

三千三百円に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の所定欄に貼って納付する。

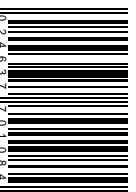
広島県収入証紙には消印をしないこと。

五 申請窓口（問合せ先）

広島県農林水産局畜産課（電話（〇八二）五一一三 三五九八（ダイヤルイン））

六 その他

講習会で使用するテキストを所有していない場合、別途、購入を必要とする。

|   |           |      |               |
|---|-----------|------|---------------|
| 手数料名  | 家畜商講習会手数料 |      |               |
| 所属コード   | 消込区分      | 歳入科目 | 手数料額          |
| -   | 700       | 6377 | 3,300円        |
|   |           |      | 申請書提出先        |
|   |           |      | 1 申請窓口<br>へ提出 |
|   |           |      | 2 収納窓口<br>で受取 |
|  |           |      |               |
| 2 10246971701094  |           |      |               |

別記様式

家畜商講習会受講申込書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

ふりがな

氏名

印

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による家畜商講習会の受講を申し込みます。

写真貼り付け欄

縦 3 . 5 cm

横 2 . 5 cm

広島県収入証紙（払込証明書）貼り付け欄

（ 3 , 300 円 ）

消印しないこと

注 用紙の大きさは、日本工業規格A例4とする。